フェリス女学院大学大学院研究生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、フェリス女学院大学大学院学則(1991年3月20日制定)第30条の規定に基づき、フェリス女学院大学大学院(以下「本大学院」という。)の研究生に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格)

- 第2条 研究生として出願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 大学院の修士課程又は博士前期課程修了者で、本大学院の修士課程又は博士前期課程において特定の事項について研究を行うことを希望するもの
 - (2) 大学院の博士後期課程に3年以上在学し、かつ所定の単位を修得し退学した者で、本大学院の博士後期課程において特定の事項について研究を行うことを希望するもの (許可)
- **第3条** 学長は、研究生を願い出た者があるときは、研究科委員会の議を経て、研究生としてこれを許可することができる。

(出願)

- 第4条 研究生を志願する者は、研究主題及び研究計画の概要並びに希望する指導教員を定め、 所定の期日までに選考料を添えて次の書類を提出しなければならない。
 - (1) 履歴書又は志願書(本学所定、写真貼付)
 - (2) 最終出身学校の単位修得証明書及び修了証明書
 - (3) 健康診断書(3か月以内のもの)
 - (4) その他必要な場合、本大学院が指定する書類

(選考)

第5条 研究生の選考は、志願書等に基づき研究科委員会が行う。

(手続)

第6条 研究生として入学を許可された者は、所定の期日までに受講料等を納入しなければならない。

(選考料及び受講料)

- 第7条 研究生の選考料及び受講料は、別表に定めるとおりとする。
- 2 納入された選考料及び受講料は、理由のいかんにかかわらずこれを返還しない。 (入学時期)
- 第8条 研究生の入学時期は、学年の始め又は学期の始めとする。

(在籍期間)

- 第9条 研究生の在籍期間は、1年とする。
- 2 在籍期間の延長を希望する者があるときは、研究科委員会の議を経て、1年に限りこれを認めることができる。

(研究成果)

第10条 研究生は、本大学院における研究成果を指導教授を通じて、研究科委員会に提出しなければならない。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て、大学院委員会の承認を得て行うものとする。

附則

この規程は、1997年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2001年7月18日から施行し、2001年4月1日から適用する。

附則

この規程は、2009年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

選考料	10,000円
受講料 (1学期間)	入学年度の所定授業料の半額